

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休みの
日、翌日
に当たります)

目次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
- ◇教 告 示 鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十一号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

（ ）の 十一 条の二の見出しを「（事業完了報告書等）」に改め、同条第一項中「実施したとき」を「完了したとき」に、「事業の実施後」を「事業の完了後」に、「農業改良資金事業実施報告書」を「農業改良資金事業完了報告書」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

技術導入資金の種類	償還期間
一、省エネルギー技術導入資金 農業生産におけるエネルギー使用の合理化を図るための技術を導入するために必要な施設、機械又は資材で知事が定めるものを購入し、又は設置するのに必要な資金	五年以内
二、生産環境改善資金 農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入するために必要な施設、機械又は資材で知事が定めるものを購入し、又は設置するのに必要な資金	七年以内（据置期間一年以内を含む。）
三、経営転換等推進資金 知事が定める基準に基づき、農業者が、水田における稲以外の作物の作付けの面積（当該作付けに係る農作業の委託を受けた面積を含む。）を増加させ、かつ、その農業の生産行程の規模を拡大する場合において、当該拡大後の規模における	五年以内

<p>生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入するために必要な施設若しくは機械を購入し若しくは設置し、稲以外の作物の作付けに必要な排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行い、又は当該技術により農作業を行うのに必要な資金</p>	
<p>四 農業者技術開発資金 知事が定める基準に基づき、農業者とその農業の生産行程を総合的に改善するためその創意により合理的に組み合わせた一連の能率的な技術を導入する場合において当該技術の導入に必要な施設、機械又は資材を購入し、設置し、又は改良するのに必要な資金</p>	<p>七年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>
<p>五 生産組織育成資金 知事が定める基準に基づき、農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入するために必要な施設若しくは機械を購入し若しくは設置し、又はその構成員の委託を受けて当該技術により農作業を行うのに必要な資金</p>	<p>五年以内</p>
<p>六 果実等防鳥防蛾^が技術導入資金 果実(花芽を含む。)の鳥害又は虫害を防止するために必要な網又は防蛾^が燈</p>	<p>三年以内</p>
<p>の設置に要する資金</p>	
<p>七 葉たばこ生産技術改善資金 葉たばこの移植から乾燥までの作業を省力化するために必要な機械の購入に要する資金</p>	<p>五年以内</p>
<p>八 育蚕総合技術導入資金 壮蚕の屋外条桑育を行う場合において、温風により温度の調節を行うための送風式暖房機を購入し、当該送風式暖房機により温度の調節を行う飼育室で保温のための構造を有するものを設置し、給桑作業を省力化するための給桑施設を設置し、蚕の消毒作業を省力化するための薬剤散布器を購入し、又は桑の収穫作業を省力化するための自走式刈機を購入するのに必要な資金</p>	<p>五年以内</p>
<p>九 施設園芸総合技術導入資金 施設園芸における栽培管理を合理化するための施設の設置又は機械の購入に要する資金</p>	<p>五年以内</p>
<p>十 果樹等省力運搬技術改善資金 樹園地において運搬作業を省力化するための動力運搬機の購入及び当該動力運搬機の走行に必要な軌道の設置に要する資金</p>	<p>五年以内</p>
<p>十一 園芸作物ネット栽培技術導入資金 ビニールネットに茎、つる等を誘引する方法で野菜の栽培を行うために必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>三年以内</p>

<p>十二 野菜トンネル栽培技術導入資金 すいか又はメロンの早出しのためのトンネル栽培用資材の購入に要する資金</p>	<p>三年以内</p>
<p>十三 スプリンクラターの多目的利用技術導入資金 多目的スプリンクラターを用いて日本なしの栽培を省力化するために必要な施設の設置に要する資金</p>	<p>五年以内</p>
<p>十四 果樹園防風技術導入資金 果樹園(日本なしを栽培するものに限る。)の風害を防止するために必要な施設の設置に要する資金</p>	<p>五年以内</p>
<p>十五 野菜簡易パイプハウス栽培技術導入資金 夏季の気候が冷涼な地域における野菜の病害の防止、栽培期間の延長等を図るために必要な簡易パイプハウスの設置に要する資金</p>	<p>五年以内</p>

別表第二第一号の項を次のように改める。

<p>一 生活合理化施設資金 農家生活の合理化を図るために行う衛生的かつ健康的な条件の整備に必要な施設(共同利用施設を除く。)(で知事が定める基準に適合するもの)の設置に要する資金</p>	<p>一、一〇〇、〇〇〇円</p>	<p>五年以内</p>
--	-------------------	-------------

別表第二第三号の項を削り、同表第四号の項中「生活共同化施設資金」

を「生活環境改善資金」に、「据置期間一年」を「据置期間一年以内」に改め、同項に次のように加え、同項を同表第三号の項とする。

<p>イ 共同生活廃棄物処理施設</p>	<p>一、〇〇〇、〇〇〇円</p>	<p>七年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>
<p>ロ 共同の生活施設であつて、農家の安全な生活環境を確保するために必要なもの</p>	<p>一、〇〇〇、〇〇〇円</p>	<p>七年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>
<p>ハ 共同運動施設</p>	<p>三、〇〇〇、〇〇〇円</p>	<p>七年以内(据置期間一年以内を含む。)</p>

別表第三第二号の項中「一年」を「一年以内」、「二年」を「二年以内」、「三年」を「三年以内」に改め、同表第三号の項中「三〇〇、〇〇〇円」を「三、五〇〇、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇、〇〇〇円」を「四、五〇〇、〇〇〇円」に、「据置期間一年」を「据置期間一年以内」に改める。

第一号様式の(中)「事業費及び母語額(貸付額)」の前に「事業費」を、小数点未満を切り上げて記入し、「」を加え

額	貸	還	額	貸	還	額	貸	還	額	貸	還	額	貸	還	額	
千円			千円			千円			千円			千円			千円	

還	債	還	債	還	債	還	債
額	額	額	額	額	額	額	額
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

額	債	還	債	還	債	還	債
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

県二市農家(一)中の返済の「4」は返済の「1」の返済額に「1」の返済額を加算して算出する。

県二市農家(一)の返済の「1」は「農家の適格性」や「農家の適格性」の返済額、返済の「2」は返済額。

県二市農家(一)の返済の「1」は「(集团的技術共同導入資金、集团的生産組織農作業受託資金又は中核農家等農作業受託資金)」や「(生産組織育成資金)」の返済額、返済の「2」は「使用収益権の取得に係る作業」や返済の「3」は返済額の返済額。

8 農作業受託料金 (単位: 10アール当たり円)

部門	作業名	受託料					
		計	整備修理費	燃料費	労賃	資材費	減価償却費
	営農計画等作成農作業等管理						

(注) 集团的生産組織農作業受託生産技術を導入しようとする場合に記

入すること。

県二市農家(一)の返済の「1」の返済額

資金の種類	区分	総事業費
千円	千円	千円
集团的技術共同導入資金		
集团的生産組織農作業受託資金		
中核農家等農作業受託資金		

資金調達方法	自己資金	その他
千円	千円	千円
農業改良資金		

集团的農作業生産技術	集团的生産組織農作業受託生産技術	総事業費
千円	千円	千円

(注) 「その他」には、農業改良入すること。

返済の「2」は「(集团的生

資金調達方法	自己資金	その他
千円	千円	千円
農業改良資金		

資金以外の借入金、補助金等を記
 産組織農作業受託資金又は中核農家等農作業受託資金の貸付けを受けようとする場合は、農作業の受委託に関する定めを含む。)」や「(集团的生産組織農作業受託生産技術を導入しようとする場合は、農作業の受委託に関する定めを含む。)」の返済額を記入する。

- 1 「集团的農業生産技術」とは、生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術をいう。
- 2 「集团的生産組織農作業受託生産技術」とは、構成員の委託を受けて、集团的農業生産技術により行う農作業の技術をいう。
 銀川町養仔(1のB)及び銀川町養仔(11)及びその合併組織である。
 第2号様式(1の4) (第8条関係)

事業計画書 (技術導入資金 (経営転換等推進資金))

1 総括表

(単位：アール)

申請者名	経営の現況		当該地域の平均経営規模	備考
	水田	畑 採草・放牧地 その他		

(注) 申請時の経営現況を記入すること。

2 1年目 (年) の作物別経営面積

(単位：アール)

区分	水田		畑等		合計	備考
	自作地 借地等 託地	作業受託地 小計	自作地 借地等 託地	作業受託地 小計		
稲						
麦						
大豆						

飼料作物	小計		備考
	延べ作付面積	うち実面積	
その他			
合計			当該地域における安定的な経営規模 ()

(注) 1 「借地等」とは、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定を受けた水田、畑等をいう。以下同じ。

- 2 昭和45年以降に水田から造成された畑は、水田の欄に記入すること。以下同じ。

3 2年目 (年) の作物別経営面積

(単位：アール)

区分	水田		畑等		合計	備考
	自作地 借地等 託地	作業受託地 小計	自作地 借地等 託地	作業受託地 小計		
稲						
麦						
大豆						
飼料作物						

4 年目 (年) の作物別経営面積 (単位:ヘクタール)

その他											当該地域における安定的な経営規模
小計											()
延べ作付面積のうち実計											()
合計											()

区分	水		田		畑		等		合計	備考
	自作地	借地等	自作地	小計	借地等	託地	作業受	小計		
稲										
麦										
大豆										
飼料作物										
その他										
小計										
延べ作付面積のうち実計										
合計										

当該地域における安定的な経営規模 ()

5 転作面積に関する総括表 (単位:ヘクタール)

区分	水		田		合計	転作率の平均	当該地域の転作率
	稲	稲以外の作物	稲以外の作物	作業受			
	自作地	借地等小計(A)	自作地	借地等託地	小計(B)	(C)	(D)
昭和44年							
1年目 (年)							
2年目 (年)							
年目 (年)							

6 貸付けの対象となる事業の種類別計画

区分	種目	事業量	単価	事業費	年次別内訳		事業費
					1年目	2年目	
	自脱型コンバイン	台	円	千円	事業量	事業費	千円
	機械購入費又は施設設置費						
	計						
	盛土	() 台	() 円	() 千円	() 台	() 千円	() 千円
	作付条件整備						

費	計								
	初度の経営費	a							
使用収益権取得費		a							
	合計								

(注) 作付条件整備費欄の()内には、水田以外の面積を内数で記入すること。

7 資金計画

(単位：千円)

総事業費	資金調達方法				備考			
	農業改良資金	自己資金	その他					
	1年目	2年目	1年目	2年目	1年目	2年目		

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

8 意見

農業協同組合長の意見欄	貸付けの要否	その理由
-------------	--------	------

市町村長の意見欄	農業改良普及所長、蚕業指導所長又は日本専売公社支局長若しくは出張所長の意見欄
----------	--

第2号様式(2) (第8条関係)

事業計画書 (農家生活改善資金(生活合理化施設資金))

1 総括表

申請者氏名	世帯員数	人(うち農業従事者)	人)
経営の概要	世帯主との続柄	農業所得(A)	千円
		農業外所得(B)	千円
		計 (C)	千円
		(A)/(C)×100	%

(注) 「経営の概要」は、基幹的経営部門の耕作面積、家畜飼養頭数、生産額等並びに当該世帯の農業所得及びその総所得に対する割合を簡潔に記入すること。

2 事業計画

事業の種類	改善を必要とする理由	
	施行予定 工事着手 工事完了	年月日
工事の内容	事業費(工事費を含む。)	
	合計	千円

- (注) 1 「事業の種類」は、炊事関連施設、衛生関連施設等鳥取県農業改良資金貸付基準に定める貸付対象施設のうち、本資金の貸付けを受けようとするものを具体的に記入すること。
- 2 「工事の内容」は、施設の面積、構造、仕上げの種類等を具体的に記入すること。

3 資金計画

総事業費 千円	資金調達方法			備考
	農業改良資金 千円	自己資金 千円	その他 千円	

- (注) 1 「その他」には、農業改良資金以外の借入金等を記入すること。
- 2 「備考」には、過去における住宅金融公庫資金の借入れの有無等を記入すること。

4 意見

農業協同組合長の意見欄	貸付けの要否	その理由
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

採「申請書」(川)の「申請主体(グループ)の概要」や「申請主体(グループ)の概要」及び「申請主体欄」の概要」を記入すること。

採「申請書」(臣)の「申請主体(グループ)の概要」を記入すること。

第2号様式(4) (第8条関係)

事業計画書

(農家生活改善資金(生活環境改善資金))

1 総括表

申請者 代表者 氏名	代表者の世帯員数 (うち農業従事者)	代表者の世帯主との続柄	代表者の経営の概要		
			農業所得(A) 千円	農業外所得(B) 千円	計(C) 千円
			%		
			$(A)/(B) \times 100$		

(注) 「代表者の経営の概要」は、基幹的経営部門の耕作面積、家畜飼養頭羽数、生産額等並びに当該世帯の農業所得及びその総所得に對

する割合を簡潔に記入すること。

2 事業計画

事業の種類	改善を必要とする理由	施工予定 工事着手 工事完了 年月日
工事の内容		事業費(工事費を含む。) 千円
	合計	千円

(注) 1 「事業の種類」は、鳥取県農業改良資金貸付規則別表に定める施設のうち、本資金の貸付けを受けようとするものを具体的に記入すること。

2 「工事の内容」は、施設の面積、構造、仕上げの種類等を具体的に記入すること。

3 資金計画

総事業費 千円	資金調達方法			備考
	農業改良資金 千円	自己資金 千円	その他 千円	

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金を記入すること。

4 利用管理計画

利用者の範囲	利用戸数	管理責任者氏名	使用料の有無	運営費の調達方法
利用管理方法				
その他				

5 意見

	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

6 添付書類

設計図、工事費内訳書、運営管理規約案(施設設置の目的、施設の名称、所在地、管理責任者、利用者の範囲、使用料、使用時間等運営管理の方法を定めたもの)及び構成員名簿(代表者以外の構成員氏名、家族状況、経営の概要等を記載したもの)を添付すること。

県庁事務課(11)に提出すること。

第6号様式の2(第11条の2関係)

農業改良資金事業完了報告書

年 月 日

職 氏 名 股 借受者 住 所

氏名 (団体にあつては
名称及び代表者氏名)

㊦

さきに借り受けた農業改良資金 (技術導入資金、農家生活改善資金、農業後継者育成資金) については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受状況

資金の種類	種目又は細目	貸付申請年月日	貸付決定年月日
		年 月 日	年 月 日

貸付決定番号	事業量	事業費 千円	資金借受年月日	借受額 千円
年度第 号			年 月 日	

細目別内訳	細 目	事業量	事業費 千円

(注) 「事業量」及び「事業費」は、貸付決定の内容を記入すること。

2 事業計画の変更状況

変更申請年月日	年 月 日	変更の内容
変更決定年月日	年 月 日	

3 事業実施状況

事業者手年月日	年 月 日	事業完了年月日	年 月 日	事業実施場所
---------	-------	---------	-------	--------

貸付対象	事業計画		事業実績		計画と実績の相違点とその理由
	数量	単価 円	数量	単価 円	

(注) 1 「事業実施場所」は、借受者の住所以外の場所で実施したときに記入すること。

2 「貸付対象」の区分は、機械名、施設名、資材名等ごとに具体的に記入すること。

3 「事業計画」は、貸付決定の際の事業計画 (変更決定を受けた場合は、変更決定後の事業計画) を記入すること。

4 証ひよう書類の写しを添付すること。

5 共同で借り受けた場合で、個々の農業者別に事業を実施した場合は、個人ごとに確認印を押印した個人別明細表を添付すること。

4 資金調達実績

貸付決定の際の計画	総事業費 円	資金調達区分		
		農業改良資金 円	自己資金 円	その他 円
実 績				

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

5 貸付金の限度額の確認

(この表は、取扱農業協同組合において記入すること。)

貸付金の限度額① 千円	貸付限度超過額 (貸付額-①)② 千円	②の処理経過

(注) 1 技術導入資金の「貸付金の限度額」は、標準事業費若しくは実績事業費のいずれか低い額の80パーセントの額(千円未満の額は切り捨て、細目が2以上ある場合には細目ごとに算出する。)又は貸付額のいずれか低い額とし、併せて算式を記入すること。

2 農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の「貸付金の限度額」は、実績事業費又は貸付額のいずれか低い額とする。

3 「②の処理経過」は、○月○日○○千円繰上償還済等と記入すること。

上記5のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

農業協同組合確認責任者

職 氏 名 ㊟

規 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百四十六号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和五十三年十一月鳥取県告示第十二十三号)の一添え次のように改正する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の項及び第二農家生活改善資金の項を次のように改めらる。

第一技術導入資金

資金の種類	一 省エネギ 一 技術導入 資金	貸付対象	(一) もみがらの燃焼熱 を利用した穀類乾燥 施設の設置に要する 費用	貸付けの 相手方	農業者 等(鳥 取県農 業改良 資金貸 付規則 第二條 第一号 に規定 する農 業者等 をいう。 以下同 じ。)	標準事業費	一セツトにつき 九、〇〇〇、 〇〇〇円	貸付申 請時期 貸付決 定期期	五月 六月							
(二) 施設園芸の用に供 する施設(温室その 他の施設でその内部 で農作物を栽培する ための施設に限る。 以下「保温施設」と いう。)の自動換気 施設の設置に要する	農業者 等	保温施設の面積 一〇アールにつき 一、七七〇、 〇〇〇円	五月 又は 八月 六月 又は 九月													
二 生産環境 改善資金	(一) 畜舎内の消毒作業 を省力化するために 必要な自動噴霧施設 の設置に要する費用	農業者 等	一セツト(牛につ いては成牛二〇頭 分、豚については 成豚一〇〇頭分、 鶏については成鶏 五、〇〇〇羽分) につき 八五〇、〇〇〇円	五月 又は 二月 六月 又は 三月	(四) 太陽熱利用による 畜舎暖房施設の設置 に要する費用	農業者 等	畜舎の面積一五〇 平方メートルにつ き 二、七三八、 〇〇〇円	九月 又は 十月 又は 十一月	(四) 太陽熱利用による 牧草乾燥施設の設置 に要する費用	農業者 等	施設の面積三二平方 メートルにつき 五〇〇、〇〇〇円	五月、六月、 八月又九月又 は二月は三月	(四) 太陽熱利用による 牧草乾燥施設の設置 に要する費用	農業者 等	保温施設の面積 一〇アールにつき 七六七、〇〇〇円	十月 又は 十一月 又は 一月 又は 二月
(二) 家畜の排せつ物を 適正に処理するため に必要な次に掲げる	農業者 等	無臭火力乾燥施設 を設置する場合に あつては、一セツ ツ	五月、六月、 八月、九月、 十一月													

	<p>施設の設置に要する費用</p> <p>イ 無臭火力乾燥施設(無臭火力乾燥機、搬送機等)の設置に要する費用</p> <p>ロ 発酵乾燥施設(発酵乾燥機、搬送機、混合かくはん機等)の設置に要する費用</p> <p>ハ プラスチックハウスによる簡易乾燥施設(鉄骨L型アングル、木材、プラスチック・フィルム等、コンクリート、自動かくはん機、換気扇、搬送機)の設置に要する費用</p> <p>ニ 自然式焼却施設(自然式焼却機、アフターバーナー、搬送機等)の設置</p>	<p>ト(牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき</p> <p>三、八二〇、〇〇〇円</p> <p>発酵乾燥施設を設置する場合には、一セット(牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき</p> <p>四、二三二、〇〇〇円</p> <p>プラスチックハウスによる簡易乾燥施設を設置する場合には、一セット(牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき</p> <p>二、一八〇、〇〇〇円</p> <p>自然式焼却施設を</p>	<p>又は 一月</p> <p>又は 二月</p>
<p>三 経営転換等推進資金</p> <p>イ 規模拡大後において必要な施設又は機械を購入し、又は設置するのに要する費用</p>	<p>ホ 簡易発酵施設(鉄製アングル、もやたる木、コンクリート、ビニール屋根、パネル、かくはん搬送スクリユ、換気扇)の設置に要する費用</p> <p>ハ 土壌脱臭施設(コンクリートブロック、Y字こう、玉石、砂利、砂、サラン網、ヒューム管、水洗式脱臭装置)の設置に要する費用</p>	<p>設置する場合には、一セット(牛については成牛八〇頭分、豚については成豚四〇〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分)につき</p> <p>三、六三〇、〇〇〇円</p> <p>簡易発酵施設を設置する場合には、一セット(牛については成牛二五頭分、豚については成豚一二五頭分、鶏については成鶏五、〇〇〇羽分)につき</p> <p>九六四、〇〇〇円</p> <p>土壌脱臭施設を設置する場合には、一セット(成鶏五、〇〇〇羽分)につき</p> <p>四五四、〇〇〇円</p> <p>農業者 飼料作物の作付面積一〇アールにつき</p> <p>一一一、〇〇〇円</p> <p>五月、六月、八月、九月、十一月</p> <p>又は 又は</p>	

<p>五 生産組織 育成資金</p>	<p>四 農業者技 術開発資金</p>	
<p>(一) 集团的農業生産技 術を導入して次の作 物を栽培するのに必 要な施設又は機械を</p>	<p>施設、機械、肥料、 農薬、資材等でその都 度知事が認めるもの 設置、改良又は購入に 要する費用</p>	<p>用 口 排水、心土破砕、 盛土工、土壌改良等 を行うのに要する費 用 ハ 種苗費、肥料費、 農薬費、労賃等初期 の農作業を行うのに 必要な費用 ニ 水田の使用収益権 の取得費の三年分以 下の前払に要する費 用</p>
<p>農業者 の組織 あつては、耕地一 〇アールにつき 六二、〇〇〇円</p>	<p>農業者 等 貸付けの都度決定 する額</p>	<p>その他の稲以外の 作物の作付面積一 〇アールにつき 九三、〇〇〇円 貸付けの都度決定 する額 飼料作物の作付面 積一〇アールにつ き 四七、〇〇〇円 その他の稲以外の 作物の作付面積一 〇アールにつき 五一、〇〇〇円 耕地一〇アール一 年分につき 三二、〇〇〇円</p>
<p>五月、 六月、 十月、 十一月 又は 又は</p>	<p>五月、 六月、 九月、 十月 又は 又は</p>	<p>二月 三月</p>
<p>購入し、又は設置す るのに要する費用 イ 稲又は麦 機械 農業用トラクタ 一 (乗用型) 及び 附属作業機、田植 機、高能率防除機 (背負式のもの を除く)、收穫機、 乾燥機等の動力機 械の購入に要する 費用 費用 共同育苗施設 (共同 催芽施設を含む。) 又は整備管 理施設の設置に要 する費用 ロ 野菜又は花き (露 地栽培のものに限 る。) 機械 農業用トラクタ 一 (乗用型) 及び</p>		
<p>露地において栽培 する野菜又は花き の場合にあつて は、耕地一〇ア ールにつき 四八、〇〇〇円</p>	<p>田において稲を通 常栽培する期間以 外の期間に栽培す る飼料作物の場合 にあつては、耕地 一〇アールにつき 七四、〇〇〇円</p>	<p>畑において輪作に より栽培する飼料 作物の場合にあつ ては、耕地一〇ア ールにつき 七〇、〇〇〇円 畑において栽培す る多年性牧草の場 合にあつては、耕 地一〇アールにつ き 四五、〇〇〇円</p>

附属作業機、高能率防除機(背負式のものを除く。)、移植機等の動力機械の購入に要する費用

(ロ) 施設

共同育苗施設、移動かん水施設(施肥を併せ行うものを含む。)、定置配管施設又は整備管理施設の設置に要する費用

ハ 飼料作物機械

(イ) 農業用トラクタ(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式のものを除く。)、飼料收穫機、飼料調整機、飼料乾燥機の動力機械の購入に要する費用

桑の場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四一、〇〇〇円

果樹の場合にあつては、耕地一〇アールにつき

九三、〇〇〇円

いも類又は豆類の場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四八、〇〇〇円

茶の場合にあつては、耕地一〇アールにつき

二九、〇〇〇円

(ロ) 施設

牧草収納舎、サイロ、尿だめ、堆肥盤又は整備管理施設の設置に要する費用

ニ 桑

(イ) 機械

農業用トラクタ(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式のものを除く。)、收穫機等の動力機械の購入に要する費用

(ロ) 施設

かん水施設、運搬施設又は整備管理施設の設置に要する費用

ホ 果樹

(イ) 機械

農業用トラクタ(乗用型)及び

	<p>(イ) 機械 農業用トラクタ</p> <p>(ロ) 施設 整備管理施設の設置に要する費用</p> <p>茶</p> <p>ト</p> <p>ヘ いも類又は豆類 機械</p> <p>ハ 農業用トラクタ （乗用型）及び 附属作業機、高能 率防除機（背負式 のものを除く。） 移植機等の動力機 械の購入に要する 費用</p> <p>ニ 施設 整備管理施設の 設置に要する費用</p> <p>ホ 摘採機、整枝機等 の動力機械の購入 に要する費用</p> <p>ヘ 施設 整備管理施設の 設置に要する費用</p>
	<p>(イ) 委託を受けて(ロ)に 規定する作物の栽培 に係る農作業を行う のに必要な次に掲げ る費用</p> <p>イ 機械及び施設の 光熱費及び燃料費</p> <p>ロ 機械及び施設の 整備費及び修理費</p> <p>ハ 肥料、農薬等の 資材費</p> <p>ニ 労賃</p> <p>ホ 営農計画等の作 成費</p>
<p>農業者 の組織 する団 体</p> <p>稲の場合にあつては、耕地一〇アールにつき 三二、〇〇〇円 麦の場合にあつては、耕地一〇アールにつき 四九、〇〇〇円 露地において栽培する野菜又は花きの場合にあつては、耕地一〇アールにつき 五四、〇〇〇円</p>	<p>五月、六月、 十月、十一月 又は 又は 一月、二月</p>

へ 農作業等の管理費

田において稲を通
常栽培する期間以
外の期間に栽培す
る飼料作物の場合
にあつては、耕地
一〇アールにつき
四五、〇〇〇円
畑において輪作に
より栽培する飼料
作物の場合にあつ
ては、耕地一〇ア
ールにつき
四六、〇〇〇円
畑において栽培す
る多年性牧草の場
合にあつては、耕
地一〇アールにつ
き
四一、〇〇〇円
桑の場合にあつて
は、耕地一〇ア
ールにつき
六八、〇〇〇円
果樹の場合にあつ
ては、耕地一〇ア

七 葉たばこ 生産技術改 善資金	六 果実等防 鳥防蛾技術 導入資金	
移植機、施肥機、収 穫機、残幹処理機、葉 編機、防除機等の購入	イ 防鳥施設(支柱、 取付鉄線、ネット、 取付器具等)の設置 に要する費用(工事 費を除く。) ロ 防蛾施設(電線、 けい光燈、計器盤、 外燈器具、自家発電 装置等)の設置に要 する費用	
等	農業者	農業者
耕地一ヘクタール につき	防鳥施設を設置す る場合にあつて は、樹園地一〇ア ールにつき 四〇四、〇〇〇円 防蛾施設を設置す る場合にあつて は、樹園地一〇ア ールにつき 六七一、〇〇〇円	一ルにつき 一六六、〇〇〇円 いも類又は豆類の 場合にあつては、 耕地一〇アールに つき 四六、〇〇〇円 茶の場合にあつて は、耕地一〇ア ールにつき 四八、〇〇〇円
五月 又は 一月	五月、六月、 十月、十一月 又は 一月、二月	
六月 又は 二月		

<p>八 育蚕総合 技術導入資 金</p>	<p>送風式暖房機、保温 飼育施設、蚕座自動式 給桑施設、配桑台車移 動式給桑施設、薬剤散 布器又は自走式桑刈機 の購入又は設置に要す る費用</p>	<p>に要する費用</p>	<p>一、三八三、 〇〇〇円</p>
<p>農業者 等</p>	<p>大型の送風式暖房 機を購入する場合 又は 五月 六月</p>	<p>中型の保温飼育施 設を設置する場合 又は 八月 九月</p>	<p>大型の保温飼育施 設を設置する場合 又は 一セ ット(蚕種一〇箱 分)につき 一五、〇〇〇円</p>
<p>中型の保温飼育施 設を設置する場合 又は 一セ ット(蚕種一〇箱 分)につき 一、二五〇、 〇〇〇円</p>	<p>小型の保温飼育施 設を設置する場合 又は 一セ ット(蚕種一〇箱 分)につき 三、二一〇、 〇〇〇円</p>	<p>大型の配桑台車移 動式給桑施設を設 置する場合にあつ ては、一セット(蚕種一〇箱分)に つき 六五四、〇〇〇円</p>	<p>中型の配桑台車移 動式給桑施設を設 置する場合にあつ ては、一セット(蚕種一〇箱分)に つき 二一八、〇〇〇円</p>

<p>九 施設園芸 総合技術導 入資金</p>	
<p>被覆施設(一棟当た りの面積がおおむね三 〇〇平方メートル以上 のものに限る。)、暖 房施設、施肥かん水施 設、換気施設、カーテ ン開閉施設、排水施設、</p>	
<p>農業者 等</p>	
<p>野菜又は花きの場 合にあつては、施八月、 設の面積一〇アール ルにつき 六、六六一、 〇〇〇円 果樹の場合にあつ ては、施設の面積</p>	<p>種五箱分)につき 三二七、〇〇〇円 小型の配桑台車移 動式給桑施設を設 置する場合にあつ ては、一セット(蚕種三箱分)につ き 一八二、〇〇〇円 薬剤散布器を購入 する場合にあつて は、一台につき 二〇、〇〇〇円 自走式桑刈機を購 入する場合にあつ ては、一台につき 九〇〇、〇〇〇円</p>
<p>五月、 六月、 九月、 十月 十一月 又は 又は 一月 二月</p>	
<p>十二 野菜ト ンネル栽培 技術導入資 金</p> <p>外トンネル用資材(ト ンネル支柱、被覆ビ ニール等)、内トンネ ル用資材及び透明マル チの購入に要する費用</p>	<p>十一 園芸作 物ネット栽 培技術導入 資金</p> <p>アーチパイプ、直管、 十字金具及びネット(長 芋の栽培の場合は、 サイドパイプ、中柱、 張コード及びネット) の購入に要する費用</p>
<p>農業者 等</p>	<p>十 果樹等省 力運搬技術 改善資金</p> <p>けん引車及びトロツ コの購入並びにレール (支柱等の附属品を含 む)、補強支柱、切 換装置等の設置に要す る費用</p>
<p>すいかの大型トン ネルにあつては、 耕地一〇アールに つき 三六八、〇〇〇円</p>	<p>農業者 等</p> <p>動力運搬機一セット トにつき 三二五、〇〇〇円 軌道一〇〇メート ルにつき 三七八、〇〇〇円</p>
<p>十二月 又は 二月</p>	<p>五月、 六月、 十月、 十一月 又は 又は 一月 二月</p>

<p>十四 果樹園 防風技術導 入資金</p>	<p>十三 スプリ ンクラーの 多目的利用 技術導入資 金</p>	
<p>防風施設(防風網、 支柱、高張力線、鋼線 止金具、受石、UTホ ック、コンクリート等) の設置に要する費用</p>	<p>スプリンクラー(取 水施設、ポンプ小屋、 貯水そう、混合そう、 エンジン、ポンプ、ス プリンクラーヘッド、 かくはん機、パイプ、 バルブ、立上り管等) の設置に要する費用</p>	
<p>等</p>	<p>農業者</p>	<p>農業者</p>
<p>施設一〇〇メートル につき 五四一、〇〇〇円</p>	<p>樹園地一〇〇ルに つき 五三〇、〇〇〇円</p>	<p>すいかの中型ト ンネルにあつては、 耕地一〇アールに つき 一七八、〇〇〇円 メロンの中型ト ンネルにあつては、 耕地一〇アールに つき 二六二、〇〇〇円</p>
<p>一月 又は 二月</p>	<p>十月、十一月、 十二月、一月 又は 一月、二月</p>	
<p>二月 又は 三月</p>		

<p>第二 農家生活改善資金</p>		<p>十五 野菜簡 易パイプハ ウス栽培技 術導入資金</p>	
<p>一 生活合理 化施設資金</p>	<p>資金の種類</p>	<p>パイプハウス(パイ プ、ビニール、寒冷紗、 支柱等)及びかん水施 設(配管資材、エンジ ン、ポンプ等)の設置 に要する費用</p>	<p>農業者 ほうれんそうの簡 易パイプハウスに あつては、施設の 面積一〇アールに つき 二、〇六一、 〇〇〇円 いちご、トマト等 の簡易パイプハウ スにあつては、施 設の面積一〇ア ールにつき 一、九八六、 〇〇〇円</p>
<p>炊事関連施設(台所、 食事場、給排水施設等) 衛生関連施設(便所、 洗面所、し尿浄化装置、 改良便そう、太陽熱利 用温水施設等)又は健 康管理施設の設置に要 する費用</p>	<p>貸付対象</p>		<p>農業者 ほうれんそうの簡 易パイプハウスに あつては、施設の 面積一〇アールに つき 二、〇六一、 〇〇〇円 いちご、トマト等 の簡易パイプハウ スにあつては、施 設の面積一〇ア ールにつき 一、九八六、 〇〇〇円</p>
<p>農業者 者であり、その者の属 する世帯の農業所得が 当該世帯の総所得に対 し相当高い割合を占め ている者であつて、本 資金の貸付けを受ける ことによつてその生活</p>	<p>貸付けの相手方</p>		<p>農業者 ほうれんそうの簡 易パイプハウスに あつては、施設の 面積一〇アールに つき 二、〇六一、 〇〇〇円 いちご、トマト等 の簡易パイプハウ スにあつては、施 設の面積一〇ア ールにつき 一、九八六、 〇〇〇円</p>
<p>五月、六月、 八月、九月、 十月、十一月、 十二月、一月 又は 二月、三月</p>	<p>貸付申 請時期 貸付決 定期期</p>		<p>五月、六月、 八月、九月、 十月、十一月、 十二月、一月 又は 二月、三月</p>

<p>二 高齢者活動資金</p>	<p>設備費、施設費、資材費、教材費等</p>	<p>右の欄に掲げる者（おおむね六十歳以上の者に限る。）が組織する団体</p>	<p>八月、九月、十一月、十二月</p>	<p>又は 又は 一月 三月</p>
<p>三 生活環境改善資金</p>	<p>(一) 共同給水施設の設置に要する費用 (二) 共同排水施設の設置に要する費用 (三) 共同し尿浄化施設の設置に要する費用 (四) 集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて多目的な用に供されるものの設置に要する費用</p>	<p>農業に従事している者であり、その者の属する世帯の農業所得が当該世帯の総所得に対し相当高い割合を占めている者であつて、本資金の貸付けを受けることによつてその生活を改善する見込みがあると認められるものが組織する団体</p>	<p>五月、六月、八月、九月、十月、十一月、十二月</p>	<p>又は 又は 二月 三月</p>
<p>(四) 共同の生活施設で</p>	<p>(四) 共同生活施設に要する費用</p>			

あつて、農家の安全を確保するために必要なものの設置に要する費用

(四) 共同安全施設の設置に要する費用

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

昭和五十六年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学選抜を次の要項により実施する。

昭和五十五年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 募集生徒数
昭和五十六年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学選抜実施要項

水産学科 海洋科 約十人
機関科 約十人

二 出願資格
1 昭和五十六年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業

する見込みのある者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者

三 出願期間

昭和五十五年十月二日(木)から同月十一日(土)十二時までとする。
なお、郵送による場合は、昭和五十五年十月八日(水)までの消印のあるものは、有効とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校(以下「境水産高等学校」という。)に提出しなければならぬ。

(一) 入学志願書(境水産高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)を貼り付けたもの

(二) 出身水産高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は水産高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査及び面接の期日等

1 期日 昭和五十五年十月十六日(木)九時から十五時まで

2 場所 境港市中野町二〇〇番地 境水産高等学校

3 学力検査の科目

海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関(一)、機関(二)、執務一般、英語及び数学

六 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和五十五年十月二十四日(金)とし、境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の教育課程は、漁業又は機関に関する事項を精深な程度において履修させる。

2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。